

海部西部圏域福祉有償運送運営協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、海部西部圏域福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）等による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の規定に基づく登録を得て行われる有償のボランティア輸送（以下「福祉有償運送」という。）について、その必要性、課題等について検討するとともに、利用者の安全と安心のために適切な実施が確保されるよう方策等を協議することを目的とする。

(主宰)

第3条 この協議会は、津島市及び愛西市が共同で設置し、当番市が主宰する。

2 当番市は別表に記載するものとする。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の規定に基づく登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）の申請に関すること。
- (3) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (4) 福祉有償運送における問題に関すること。
- (5) 福祉有償運送の適正実施に関すること。
- (6) その他福祉有償運送について必要と認められること。

(組織)

第5条 協議会は、委員15人以内で組織し、次のとおりとする。

- (1) 津島市及び愛西市ごとに選任する委員
 - ア 市長が推薦する職員
 - イ 住民の代表
 - ウ 地域ボランティアの関係者
- (2) 協議会全体として両市で選任する委員
 - ア 学識経験を有する者
 - イ 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が推薦する者
 - ウ タクシー事業者の代表及びその組織する団体の代表

エ タクシー運転者組合の代表

オ 福祉有償運送実施団体の関係者

カ 福祉有償運送の利用者

キ その他市長が必要と認める者

- 2 委員の任期は、委嘱開始の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は、前条第1項第1号アの規定により選任された委員のうち当番市において選任された委員とし、副会長は、会長が委員のうちから指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会においては、会長が議長となる。
- 3 会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。
- 4 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 5 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会は、協議を行うため必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。
- 7 協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、会長及び会長があらかじめ委員の中から指名したものが協議会の意見を考慮し、協議により決定するものとし、その結果は、会長名で速やかに委員全員に報告するものとする。
- 8 協議会の議事及び会議録は、原則として公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、当番市において処理する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規約の施行後、最初の協議会の招集は、津島市長が行う。
- 3 この規約の施行の後最初に選任された委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。ただし、第5条第1項第1号アに掲げる委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。